

平成 24 年(2012 年)5 月 21 日

指定障害福祉サービス事業所設置主体の長  
 指定障害者支援施設設置主体の長  
 指定障害児通所支援事業所設置主体の長  
 指定障害児入所施設設置主体の長 様  
 指定一般相談支援事業所設置主体の長  
 指定特定相談支援事業所設置主体の長  
 指定障害児相談支援事業所設置主体の長

長野県健康福祉部障害者支援課長

## 障害者(児)施設・事業者の業務管理体制の整備及び届出について(通知)

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)が平成 24 年 4 月 1 日に一部改正されたことに伴い、障害福祉サービス事業者等は法令遵守等に係る業務管理体制を整備するとともに、所管行政機関への届出が義務付けられたところです。

(別添 1 「障害福祉サービス・障害児施設等の事業者のみなさまへ」参照)

ついては、「障害者(児)施設事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱」(別添 2)を制定しましたので、体制を整備するとともに下記のとおり届出をお願いします。

## 記

## 1 届出内容等

別添 3 「障害者(児)施設・事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について」参照

## 2 届出提出部数

1 部

## 3 届出期限

平成 24 年(2012 年)9 月 28 日(金)

## 4 届出先

区 分	届 出 先	届 出 先 住 所
①事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省 社会・援護局障害 保健福祉部企画課 監査指導室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

②特定相談支援事業又は障害児相談事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村 障害福祉担当課	各市町村へお尋ねください
①及び②以外の事業者	長野県健康福祉部 障害者支援課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

## 5 その他

関係通知等は長野県公式ホームページに掲載があります。

「トップページ」→「組織でさがす」→「健康福祉部障害者支援課」

→「障害福祉サービス事業者の皆様へ」→「14 業務管理体制の整備について」

長野県健康福祉部障害者支援課施設支援係 課長 佐藤 則之 担当 内川 裕 電話（直通）026-235-7149 F A X 026-234-2369 電子メール fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp
--